

平成31年3月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成31年3月4日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成31年3月4日(月) 午前 9時01分
散 会 日 時	平成31年3月4日(月) 午後 3時00分
委 員 長	田中 克美
委員会出席議員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 号	鴻巣市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 号	鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 10号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 11号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 22号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 23号	平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 25号	平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 28号	平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 29号	平成31年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 31号	平成31年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 34号	平成31年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長 永野 和美
福祉こども部副部長 田口千恵子
福祉課長 川畠 利徳
福祉こども部参事
兼こども未来課長 岩間 則夫
こども未来課副参事 伊藤 正一
保育課長 佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長 高木 啓一
健康づくり部副部長 細野 兼弘
健康づくり課長 清水 恵子
健康づくり部参事
兼国民年金課長 関根 則男
長寿いきがい課長 福島 光一
スポーツ健康課長 新井 隆司

(教育総務部)

教育総務部長 佐藤 康夫
教育総務部副部長
兼教育総務課長 岡田 和弘
生涯学習課長 伊藤 和代

(学校教育部)

学校教育部長 服部 幸司
学校教育部副部長
兼学務課長 野本 昌宏
学務課副参事 藤村 郁夫
学校支援課長 上岡 勝
学校支援課副参事 池田 耕司
教育支援センター所長 神田 英昭
中学校給食センター所長 森田 慎三

吹上支所副支所長 大澤 昌弘
川里支所副支所長 山縣 一公

書 記 篠 原 亮
藤 平 美由紀

(開会 午前9時01分)

(委員長) それでは、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします

委員会記録の署名委員を指名いたします。川崎葉子委員と諏訪三津枝委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第8号 鴻巣市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例、議案第9号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第23号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第25号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第29号 平成31年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第31号 平成31年度鴻巣市介護保険特別会計予算、議案第34号 平成31年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案11件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第8号から議案第11号について議案番号順に審査を行います。次に、議案第22号の一般会計補正予算について審査を行います。次に、議案第28号の平成31年度一般会計予算について審査を行います。次に、健康づくり部に係る議案第23号及び議案第25号の特別会計補正予算、議案第29号、議案第31号及び議案第34号の特別会計予算について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。また、質疑については質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第22号及び議案第28号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

す。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第8号 鴻巣市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課長) おはようございます。それでは、議案第8号 鴻巣市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について説明いたします。これは、機構改革に伴う部名及び課名の変更を行うとともに、児童福祉法の一部改正により厚生労働大臣の定める基本方針に則した障がい児福祉計画の策定が市町村に義務づけられたことから、協議会の所掌事務に障がい児福祉計画の策定及び変更に関することなどを加えるものです。説明は以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) おはようございます。そうしますと、今の説明でありますと、今回市町村に義務づけられたということですが、これまでどこで策定を行っていたのかについてお伺いをいたします。

(福祉こども部副部長) 昨年度、児童福祉法に基づく第1期鴻巣市障がい児福祉計画、また第5期鴻巣市障がい福祉計画を一体的に策定したところでございますが、その内容については本条例で定めております協議会の所掌事務第3号、その他の障がい者福祉の推進に関し必要な事項に関することにより審議をしております。今回機構改革による課名変更がございましたので、あわせて計画名を追加し、所掌事務を明確化したものでございます。

以上でございます。

(川崎) それでは、今回このように策定が義務づけられたことで、これまでと何が変わるということなのかを聞かせていただきたいと思います。

(福祉こども部副部長) 障がい児の地域生活を支援するためのサービスの基盤等に係る32年度末までの数値目標を設定しまして、障がい児のサービスを提供するための体制の確保を計画に盛り込んだものでございます。

以上です。

(川崎) 今、数値目標を設定するというところでございましたけれども、具体的にその数値目標というのは今示せるのかどうか伺いたいと思います。

(福祉こども部副部長) 特に数値目標のところでは言いますと、まず児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の体制整備がまず挙げられていまして、各市町村または圏域で少なくとも1つということで掲げております。現在本市におきましては、児童発達支援センターは既に設置済みということになっていまして、保育所等訪問支援体制についても整備済みでございます。次が重度心身障がい者を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの整備ということで、重度心身障がい児に対応できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、これを圏域保健所管内で少なくとも1つと挙げております。これにつきましても、市内事業所において現在重度心身障がい児の受け入れに前向きな事業者がおりまして、現在実現に向けて相談等を受けている状況でございます。それと、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置というのが、市または保健所管内で1カ所ということで設置のほうを義務づけておりますが、こちらにつきましても平成31年3月26日、鴻巣、北本地域の自立支援協議会の総会におきまして、自立支援協議会に子ども部会を設置しまして、協議の場とすることの承認を受けまして、平成31年度から組織として動き出す予定でございます。

以上です。

(金澤) では、済みません、議案第8号の障害者施策推進協議会条例の改正ということで、まず4月から機構改革が入りますよね。そうすると、この担当部署とかというのが健康福祉部障がい福祉課という形で名称が変わるのだけれども、体制的に人数等は変わらない状況なのですか。そ

の辺を確認したいと思います。

(福祉子ども部副部長) 現在の人数と変わらないような要望はしておりますが、人事の関係ですので、まだわかりません。

(金澤) それと、今回の障がい児福祉計画、これを策定の義務があるよと。今お話があったような、本市だと1カ所つくりますよということなのだけれども、この条例の策定スケジュールはどういう計画なのか。

(福祉子ども部副部長) これは、平成29年に既に策定しておりまして、平成30年から平成32年度までの3年間の計画を29年度に策定済みでございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第8号 鴻巣市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(福祉課長) それでは、議案第9号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関

する法律施行令の一部改正に伴い、自然災害により被害を受けた世帯の生活の立て直しに資するための災害援護資金の年賦償還のみとなっている償還方法に半年賦償還及び月賦償還を追加、そして貸付利率を保証人を立てる場合は無利子、保証人がいない場合は据置期間経過後は年1.5%とするものです。

説明は以上でございます。

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金澤) それでは、議案第9号、鴻巣市災害弔慰金支給等に関する条例の一部改正について質問します。

災害云々、これはないにこしたことはないわけで、余りこういうものを使わないような形にするのが一番ベターだというふうに思うわけですが、本市の場合に保証人がある場合は無利子ですよ、保証人なしの場合には据置期間経過後は1.5%条件ですという形になっているのですけれども、これってほかの市町村も全部同じ条件という形で解釈しておいていいのですか。

(福祉課長) 今回の改正についてこのようになりまして、今までは鴻巣の場合は3%となっておりました。国のほうからの通知によりまして、3%以内ということだったので、1.5%ということになりまして、他市の状況を確認したところ、保証人がいる場合はゼロで、保証人がなしの場合には1.5ないし1%というふうに各市町村で決めております。

以上です。

(金澤) では、保証人なしの場合の1.5%、くどいのだけれども、これの取り決めというのは他市と足並みをそろえようという形でしたのですか。鴻巣市独自で1.0でもいいのではないかなと思うのだけれども。

(福祉課長) 今回の貸し付けの利率については、1.5%と決めた根拠については、東日本大震災の際に貸付制度が1.5%という特別の率がそういうふうにしたので、それを参考とさせていただきました。

以上です。

(金澤) ここに文書で保証人と出ていますよね。保証人という概念とい

うのは結構いろいろ広い面があるのだ。行政的に保証人というのがどう
いう解釈で保証人になっているのか、保証人たるものの、例えば保証人
になっていただく親族になるのか、例えばその中でも所得制限はどうな
のか、資産等はどうなのか、そういう保証人になれるというのか、なる
決め事というのはあるのですか。単純に保証人といってもこれは非常に
フアジーなのだ。行政言葉になってしまっているのだけれども。

（福祉課長）今回の保証人については、今までは保証人を立てなければ
ならないというふうになっていたのですけれども、国からは市町村に任
せるということになっておりまして、保証人の……災害援護資金の貸し
付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとなりました。

以上です。

（金澤）災害弔慰金のあれなので、余り縛るといって、これは被害を受
けた方については非常に大変なことだし、ナーバスなことだと思っただ
けれども、行政側として保証人というのはどういうものかというのをあ
る程度認識しておかないと、誰でも保証人になれるのかという問題が出
てくるのです、これ。細かく言ってしまうと、保証債務というのは債務
を全てやる包括保証とか、金額を上限切る、いわゆる極度額を決めた限
定保証とか、あとはこの債権だけのいわゆる確定債務という保証とか、
3つ保証というのがあるのです。だけれども、今回これはこの災害を受
けた者だから、この事案だけだから限定保証なのです。これだけですよ
という形で理解はできるのだけれども、では行政側としての保証人とい
うのはどういう方を保証人にするのかというのはある程度決めておかな
いとどうなのかなと。親族でもいいですよとか、第三者でもいいですよ
とか、あと保証人だって当然……住宅ローン等をお借りする場合にその
債務者がどういう人かというのと、例えば信用保証協会のほうでチェック
するのです。カードローンとか、クレジットローンとか、そういうのが
多額になっているかどうかのチェックとか、そういうのも入るのだけれ
ども、行政の考えている保証人というのとは、そういうものは全然関係な
く、今お話があると本人と保証人で返済ができればいいのだという解釈
にするのか、もうちょっと保証人というものを限定するべきになるのか。

単純に保証人につければ無利子ですよ、保証人なしだって政府機関で1.5ですよといったら誰だって保証人つけたいと思うのだけれども、では年金受給者でも保証人でいいのかとか、そういう問題が出てくるので、その保証人という概念がどういう理解というか、どういうのでどこまで保証人として認めようというのはどういうふうにお考えになっているのか。

これ国から決めたのだけれども、保証人というのは国のほうのほうではこういうふうに決めろというのは出ていないのですか。もし出ているのだったら、それを言ってもらえばいい。

（福祉課長）国からの現行のになりますと、保証人というのは災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならない、そして前項の保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第10条の規定による違約金を包含するものとするとして規定されております。

（金澤）そうすると、国のほうのものも災害を受けた者だから、そんなに保証人というものはこういうものではなくてはだめだという、そんなものというのは余り強くは出ていないような文言ですよ。だけれども、行政側として被災者と対面でお話をするときに、ではこの人保証人になりますよ、この人が保証人になるので、ではこの人はどういう人ですかというのは確認するでしょう。しないのですか。その基準というのは、ある程度どういうところまで鴻巣市の場合は決めておかないと広がってしまうのではないの。どうなのかね。

（福祉子ども部長）貸付金の保証人を立てる場合、ほかの例でいきますと審査会を開いて、その方がふさわしいかどうかというのをやっております。まだ今まで例もございませんが、そのような形でやっていくようなことになろうかと思えます。

以上です。

（金澤）今、回答が出ましたね。多分そうだと思うのです。審査会を開かないと多分どうだというのが難しいかなと思うので、審査会の中でもうほかのところの保証人の概念というのは審査会の人たちは頭に入って

いるから、その中で決めていくのかなという感じがするので、多分そういう形で。こういうのはないほうがいいわけだから、その辺はお考えになっていただきたいと。

それと、もう一点だけ済みません。償還の払いなのです。月賦と年払い、半年賦とありますよと。この解釈なのですけれども、よく住宅ローン等を考えてもらうと、月々償還するのと、あとボーナス時これだけ多く払いますよという返済方法というのがあるのだけれども、この年、半年、月賦というのはどういう解釈をしておけばいいのか。毎月払っていて、半年賦でも償還ができるのか。

（福祉課長）年賦償還、半年賦償還、または月賦償還については、それぞれいつでも繰上償還をすることができるということになっています。

（金澤）ということは、その文言には併用というのは出ていないということだね。月々と半年賦を一緒にまぜて返済したりとかというのは出ていないということだね。

（福祉課長）そうです。または、ということになっていますので、併用はないということです。

（金澤）もう一点だけ。細かいのだが、その返済なのだけれども、償還するのはいいのだけれども、元利均等なのかね。元金均等なのかね。

（福祉課長）元利均等です。

（金澤）元金と利息含めて返済という形ね。

（福祉課長）はい。

（諏訪）まず、この条例そのものが昭和49年の制定のものということで、その後一度もこれを実際に使ったことがなかったということでございます。こここのところの自然災害、非常に目に余るものもありますけれども、使わずに済んだということがいいとは思いますが、まず災害援護資金を受けようとするときの災害というのはどのぐらいの規模を想定しているのか。実際に貸し付けを希望する方々のどの程度のものを想定されているか。

（福祉課長）この適用については、災害救助法の適用となる災害の被害の被災者ということが対象となっております。

以上です。

（諏訪）その災害救助法で規定されている規模はどの程度のものを想定されているのでしょうか。

（福祉課長）規模というのはちょっと詳しくはわかりませんが、例として県内では平成25年の9月に竜巻の被害で越谷市のほうで、あの辺で千葉のほうに向かっていった竜巻だったと思うのですが、そういったときにこれが対象となっております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、貸し付けの限度額というのですか、最高、最低の額を伺います。

（福祉課長）貸し付けの限度額は、最高で350万となっております。いろいろと条件がありまして、少ないところであれば150万という、損害が少なかった場合には150万というような分け方をしております。

以上です。

（諏訪）14条の2項で据置期間中は無利子とするということになっておりますが、据置期間中というのは、期間というのは大体どのぐらいなのでしょう。

（福祉課長）3年となっております。

（諏訪）あと、延滞をした場合には何%が利息としてかかるのでしょうか。

（福祉課長）5%です。

（諏訪）過去に事例がなかったというのは本当によかったとは思いますが、実際にもし災害があつて貸し付けを希望する方が窓口にいらっしゃいますよね。先ほども保証人の件では審査会を開いて、保証人が適当かどうかを審査するというお話でしたけれども、貸し付けを、要するに融資をするに当たっての審査というのは、例えば1週間以内に審査会を開いて決定をするとか、そういった期間というのは決められているのでしょうか。非常に災害に遭われた方ですので、急いでいると思うのです。そういった意味で期間です。

（福祉課長）今までこういった例がないので、今のところは決められて

はいませんが、やはり速やかにやらなくてはいけないと思っております。

以上です。

(諏訪) 最後ですが、審査会の構成員というのは福祉課さんだけになるのですか。

(福祉課長) 今設置をしていませんので、その辺はまたこれから検討していかななくてはというか、調査していかななくてはいけないと思っております。

(加藤) では、1点ちょっと。先ほど金澤委員の関連なのですけれども、保証人の関係ですが、実際に審査会を開いてというふうなことでということなのですが、例えば保証人になっていただく方が市内在住とか、市外でもどこに住んでいてもいいとか、そういうふうな条件的なものはあるのでしょうか。といいますのは、教育委員会の関係の奨学金のそれを借り入れをするというときには市内在住でなければだめだというふうな、そういう条件が入っているかと思うのです、奨学金を貸し付けするときに。なので、その辺今回のこの件に関してはそういった条件は入っていないのでしょうか。どんな遠くに住んでいても、例えば審査会で審査が通れば保証人オーケーというふうになるのかをまず1点お聞きしたいと思えます。

(福祉課長) 今の段階というか、災害ですので、市内限定ということではなくて、今決まっておられません。

(加藤) 奨学金の関係も、本当に市内に住んでいる人なんていったらなかなか全てがそういうふうにいちゃるわけではないので、今回のこれも、ましてや災害で大変な思いをされている方の貸し付けをするわけですから、ぜひそういう条件は入れるようなことがないように思うに思っています。

それともう一点、償還する関係なのですけれども、借り入れが決まった、それで災害を受けた部分を補修なり何かをした。償還を始める時期というのはいつからなのでしょうか。

(福祉課長) 据え置き3年後から始まります。

以上です。

(加藤) では、3年間は借入れをして、きちんと生活できるようになりました、その据置期間というのは3年ということで、3年を経過した後から償還をすればいい、このような形でどうするかということは本人が決めていくわけですね、償還の仕方をするかということで。では、3年間余裕はあるということによろしいわけですね。確認です。

(福祉課長) はい、そのとおりです。

(川崎) 本市では幸いにこれまで例がなかったということで、それはよろしいのですけれども、ということはやっぱり過去がどうだったのかということで、他市の例に学ぶしかないかと思うのです。先ほど答弁の中で、県内の中では平成25年の9月の竜巻という例を出されました。確かにあれはニュースにもなりましたし、越谷、また熊谷とかもそうでしたでしょうか。松伏ですとか。結構広範囲であったかと思うのですけれども、その市の状況というのは押さえていらっしゃいますか。要するにそのときには平成25年ということは、この改正前ということになるでしょうから、その改正前の法律で、例えば幾らを限度にして何件が対象だったのかとか、また保証人の状況がどうだったのかとか、平均どのぐらい貸し付けが行われたのかというような例を今把握しているかどうかということですか。

(福祉課長) 今回の1件については、越谷に1件あったということだけしか把握はしておりませんので、内容までは確認しておりません。

以上です。

(川崎) そのことについては、1件であったとしましても、しっかり把握をしておく必要があるかと思いますので、それについてはどうでしょうか。調べていただけるのでしょうか。

(福祉課長) 調べてみます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第9号 鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第10号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、学校教育法の改正により、平成31年4月1日から専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童クラブに配置する職員である放課後児童支援員の資格要件について、専門職大学の前期課程を修了した者に関する規定を追加するものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) 平成31年度から新たな学校のものができるということで、専門職大学という初めて耳にする名前なのですが、専門職大学の、か

いつまんでどういったものなのかを伺いたいと思います。

（保育課長）専門職大学とは、特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識、理論、そして実践的なスキルの両方を身につけることができる大学となっております。

以上です。

（諏訪）いわゆる職業学校のようなものなのかなというふうにイメージしたのですがけれども、保育以外に専門職というようなものはどういったものがあるのでしょうか。

（保育課長）今回専門職大学が3校開設する予定にはなっているのですがけれども、そういった中に保育に関するものというのが入っているかどうかというのはちょっと定かではないのですがけれども、例えば産業だとか情報、観光、医療、保健とか、そういったものが想定されているようです。

以上です。

（諏訪）私もちょっと文科省のホームページを見て調べたのですがけれども、専門職大学、あと専門職短期大学というものと専門職学科という、何かこれらを専門職大学等というふうに文科省では呼んでいるのですがけれども、この条例に専門職大学ときちっと配置されているのですが、文科省のほうは専門職大学等というふうになっているのですがけれども、今ここに等に書かれている専門職短期大学、あと専門職学科、すぐこの31年から予定はされていないのかもしれないのですが、条例の中に専門職大学等と入れる必要がないのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

（福祉子ども部長）学校教育法において短期大学というのは大学です。それで、大学の中に短期大学は含まれておりますので、短期大学を分けることなく、この中に含まれているということでやっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、先ほど申し上げた専門職学科というものがちょっとどういうものかよくわからないのですが、これに関してはいかがでしょうか。

（福祉子ども部長）学科につきましては、こちらの放課後児童健全育成

事業の支援員になれる、どういう学問を修了したらなれるかというのが規定されております。そちらを修了することが必要になりまして、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科というのに含まれていれば、こちらに含まれるということになります。以上でございます。

（加藤）では、確認的なものを含めてなのですけども、今、福祉ことも部長さんがおっしゃられたように、いろんな教育課程とか何課程とかというふうなことの修了した人が支援員ということで、前の議会のときにそういうのがありましたよね。例えば中学卒業しても、その後にそういういろんなことの中で経験があったりとか、いろんなことで支援員としてなれるみたいな、そういう……いつの議会かちょっと忘れてしまったのですけども、前ありましたよね。今回は、新しい専門職大学というふうな、そういう学校が改めて新設するというふうな、そういう中で今までに卒業した者というだけでなく、こういう大学の課程を修了した者というものを文言に入れるという、そういう理解でよろしいのかどうか。今までの中にこれが追加される、専門職大学というのがここに追加される支援員の条件というか、支援員としてできるという人はこういう人を含みますよと、新たにここに文言として加えるというふうな確認でよろしいのでしょうか。

（保育課長）まず、支援員の資格要件として、先ほど言ったように保育士だったり、社会福祉士だったりという要件がありますけども、その中に追加されるということではよろしいかと思えます。

以上です。

（加藤）支援員の人たちが今までと何か内容が変わるということではないわけですね。資格的な支援員になるための資格要件として、そういうふうなことが今回条例の中に入ってくるという理解でよろしいのですね。

（保育課長）はい、そのとおりです。

以上です。

（金澤）そうすると、放課後児童健全育成事業、内容の中で今回は専門

職大学、職業大学の専門の人を入れますよと、修了した者を入れますよと。これって狙いは何なのかなと。私自身は、支援員というのは全国的に少ないから、こういう人たちも入れるような、こういう人たちって専門職大学の人も入れるというような狙いかなと思っているのですが、執行部のほうはどういうふうに思っているわけですか。

（福祉こども部長）学校教育法が改正になったときにはそのような対応を今までもさせていただいております、学校教育法に定める大学なり、そういう資格要件については全て網羅して、こちらの条例にも入れるということになります。ですので、今回も学校教育法が改正になって、新しい専門職大学というものができますので、そこを卒業した方も支援員になれるということで、支援員の要件の中に追加をしたものでございます。

以上です。

（金澤）私個人的には支援員が処遇が普通の処遇よりも低いというようなお話も聞いていますけれども、教育法で新たに大学の人も専門職大学の人もなれるのだというところなのだけれども、要は支援員として専門的な分野の能力を持った人を支援員に入れたいと、いわゆる放課後児童クラブ自体のレベルというのをアップしたいというような考えでなっているのかなと思ったのだけれども、ただ教育法が変わったからという形で解釈なのですか。

（福祉こども部長）鴻巣市放課後児童健全育成事業の条例の中に第11条が職員の条件になっておりまして、1つは保育士の資格を有する者、2つ目に社会福祉士の資格を有する者、それから3つ目に高等学校または中等教育学校を卒業した者、または大学への入学を認められた者となっております、そして今言った条件の人たちが2年以上児童福祉事業に従事したという条件がその場合はつきます。そして、4番目に教育職員免許法に規定する免許状を有する者、教員免許を持っている方です。それから、今改正しておりますのが5番目になりますが、大学において先ほど申し上げたたくさんの学問、社会福祉学等と言わせていただきますが、それを専修する学科、相当する課程を修めて卒業した方、この中に

学校教育法で新たに定められた大学についても、専門職大学についても規定しましょうということで今回そこに含めさせていただきまして、その他大学院を出た方ですとか、外国の大学において先ほどの学問を修められた方ですとか、加藤委員から先ほど出ました中学を卒業した方でも長くやっていたらというところで、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者というそれだけの条件でもなれるというように、さまざまな要件によって放課後児童クラブの支援員になれるということになっております。

以上です。

（金澤）このごろ新聞等で放課後児童クラブの職員さん、支援員さんが大都市等では不足しているという状況なのだけれども、鴻巣市の場合に登録の児童数と支援員というのは何名ぐらいいるのか。

（保育課長）1月1日現在のものになってしまうのですがけれども、公設公営の児童クラブなのでありますが、児童数が722人、配置されている支援員数は62人となっております。必要な支援員数としては52人なのですが、配置されている職員が62人ということになっております。

以上です。

（金澤）それと、もう一つは支援員さんの処遇云々というのが、ほかのお仕事云々からちょっと低いのではないかというのが全国的に話が出ているのだけれども、鴻巣市の場合はその辺の処遇というものはほかと同等なのか、いや、ほかより上ですよとか、その辺はどうなのですか。

（保育課長）ちょっと他市と比べてはいないのでありますが、実際に支援員さんの処遇改善というのは行っております。民設民営の放課後児童クラブにおきましては、平成31年度から経験等に関する処遇改善等も行っていきますので、市としては改善は行われていると思っております。

以上です。

（川崎）今答弁の中で支援員さんが62名配置されているということで、ただ基準は55名だというふうにおっしゃっていたかと思うのですがけれども、62名だけれども、55名という数字も出てきまして……

（52の声あり）

(川崎) 52名。ちょっとこの数字について説明願いたいと思います。

(保育課長) 支援の単位、おおむね40人に支援員は2人以上必要ということになっているのですけれども、その支援の単位からすると52名の職員が必要となっております。それに対して配置されている職員が62名ということになっております。

以上です。

(川崎) そういう意味では、十分に配置されているというふうには受けとめましたけれども、そうしますと先ほど資格ということで部長のほうからもるる説明がございました。保育士、社会福祉士、また大学など、さまざま出たわけですけれども、ざっとこの62名の方の資格というのでしょうか、わかりますか。保育士が何名だとか、その内訳というか。わかれば教えていただきたいと思います。

(福祉子ども部長) 今申し上げました62名というのは、例えば週3日勤務の方が2人いて1人分というような数え方をしています。それで充足をしているという数え方をしておりますので、62名なのですが、実際働いている方というのは、フルタイムで資格のある方が54名……フルタイムではないです。支援員で資格のある方が54名。補助員、つまり資格のない方になりますが、29名ということになります。今手元に個々の資格についてはちょっと資料がございません。申しわけございません。

以上です。

(川崎) わかりました。

それでは、また新しい専門職大学ということで、もう一つちょっと私もお聞きしたいのですけれども、本会議の中でもご説明がありましたときに、実習を多くとっているというのでしょうか、実習に重点を置いていると、そのような特色であるというような答弁であったかと思います。そうしますと、即戦力というふうには考えていいのでしょうか。この専門職大学、いずれにしても3年たたないと入ってくる人がいないので、茫漠としている状況ですけれども、その辺どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

(保育課長) まず、専門職大学の特徴といたしまして、授業の3分の1

以上は実習、実技、それから技能と実技をバランスよく学ぶ、それから長期の企業内実習で現場を体験、それから専攻する職業に関連する他分野も学び、応用力を身につける、それから大学卒、短大卒の学位が取れるということになっております。卒業後は、やっぱり即戦力の専門職として働けるということになっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第10号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 議案第11号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益と負担の関係において被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営

を確保する観点から、被保険者の保険料や保険税負担に一定の上限を設けています。今後高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況の中で保険料負担の公平を図る観点から、平成31年度から本市国民健康保険税の賦課限度額について、平成30年度地方税法の改正時点に合わせた水準まで引き上げを行うものです。具体的には基礎課税分、一般的には医療分と申し上げますが、を54万円から58万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税分19万円と介護納付金課税分16万円を合わせた合計賦課限度額を89万円から93万円とするものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税の一部を改正する条例の説明でございます。よろしく申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）では、ただいまの国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問いたします。

また上がるのかという感想なのですけれども、過去5年間で国保税上がった金額、その年度ごとにちょっとお答えいただきたいと思います。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）過去5年ということになりますと、税率改正を合わせたものでよろしいですか。平成25年に2方式課税にしましたので、実質的には保険税の軽減を行っておりますけれども、以後28年に賦課限度額を73万円から77万円に改正をさせていただきました。29年においては、その賦課限度額を77万円から85万円とし、平成30年度においては国保の広域化に合わせて、全体の所得割分と均等割額、これを改正させていただいております。及び賦課限度額につきましては85万円から89万円とさせていただき、今回31年度につきましては保険税率については据え置きという形をとらせていただいておりますけれども、賦課限度額につきましては医療分の改正をさせていただくところです。以上です。

（諏訪）税制の改定とともに上がったものと、それから賦課限度額のみを上げたものとありますが、ただいま伺った限りで3年だけでも賦課限

度額が上がっています。続けて上がっていて、また平成31年度で限度額を上げるということでは、なぜ上げなければならないのか、その理由を伺いたいと思います。

(健康づくり部参事兼国保年金課長)現在採用させていただいています89万円の賦課限度額につきましては、本来30年の税制改正のときに93万円という形で上がっておりまして、国民健康保険につきましては30年度から国保広域化ということで、県の運営方針のほうも出ております。その中で全県の賦課限度額については、法定限度額を採用する方針が出ている点が1点。それと、現在において賦課限度額につきましては保険者努力支援の評価のポイントになっているという部分がございます。法定を採用する場合、それと1ランク下の場合ということで、現在鴻巣市の場合については1ランク下ということになっておりますので、この部分について改正をさせていただくという部分が1つ。もう一つ、平成31年度については法定の賦課限度額が93万円から3万円ほど上がるということで今審議のほうをされておりました、あわせて保険料の軽減判定所得も引き上げられるという形になりますので、実質的には31年度改正をしたとしても、鴻巣市については法定の限度額の1ランク下になってしまうという部分があります。全体的な部分としては、やはり我々としては県の運営方針なり、保険者努力支援の中で少しでもポイントをいただいて、補助金の獲得をしたいという部分もございますので、高額所得者については負担のほうをしていただくことにはなりますが、全体的なことを考えて改正のほうをさせていただくということでご提案のほうをさせていただいております。

以上です。

(諏訪)今、保険者努力支援の部分で1ランク下がっているということでございましたけれども、これによって補助金がどのぐらい要するにカットされるといいますか、減額されるのかを伺いたいと思います。

(健康づくり部参事兼国保年金課長)保険者努力支援につきましては、あくまでもこの改正をしたことによって幾らということではなくて、法定の限度額を採用する場合については20ポイント、1ランク下について

は5ポイントということで配点のほうがあります。これは、国の調整交付金というか、保険者努力支援をそれぞれ県内もしくは全国で配分をするということになりますので、この改正によって幾ら上がるということではなく、何ポイント獲得できるかと、それに基づいて評価をいただくと、県内の順位なり、そういったものに反映するということになりますので、金額のほうは申しわけございませんが、明確にはちょっとご回答はできないということになります。

以上です。

(諏訪) 保険者努力支援という名のもとに、やはり全国で自治体が保険税がどうなるかで競わされるような感じを今受けました。鴻巣市としては、今は国、県からは1ランク下がっているということなのですけれども、今回上がる方々の、想定される方々の該当するモデルケース、例えば単身だったり、世帯であったり、家族のある方だったりする、そのモデルケースの収入をちょっと伺いたいと思います。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 医療分の改正につきましては、給与収入でお一人……国民健康保険の場合は世帯課税になりますので、1世帯ということで申し上げますけれども、1世帯でお一人加入の場合、給与収入、現在54万円の場合、給与収入で申し上げますと1,001万5,715円、所得に換算しますと781万5,715円、こちらが58万円の限度額を採用した場合については給与収入金額が1,058万7,143円、所得金額に換算しますと838万7,143円、所得及び給与収入においては57万1,428円上昇するということになります。なお、それぞれ医療分、支援分、介護分、税率が違いますので、最高限度額の93万円を採用する所得階層については、介護分が一番税率の面で所得の範囲が少ないという部分がありますので、介護分を採用する給与収入でいうと1,111万8,236円ということで、こちらの階層については変わらないというような結果になっております。

以上です。

(諏訪) ただいま給与収入ですと1,000万以上の方が該当するのではないかとということでございますけれども、実際に前年度の分でここに該当す

る方々の世帯はどのぐらいになるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長） 昨年の7月の本算定の時点であり
ますけれども、54万円の限度額を超過する世帯は214世帯、これはあくま
でも医療分のみということになります。それが58万円の医療分の限度額
を採用した場合には、超過世帯192世帯、22世帯が減ると、減少す
るといような形になります。

以上です。

（諏訪）前年度で214世帯ということでしたけれども、実際にこれを導入
したときに来年度の予算でどのくらいの税収で影響額が出てくるのでし
ょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長） やはり同じ30年の本算定の時点
で申し上げますと、全体の調定金額は811万5,500円調定増というよう
な形が示されておりますが、被保険者の減少なり、所得の低下等あるとい
うことが予想されますので、この金額が31年度に必ずしも増額するとい
うことではないというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）全体で前年度で計算すれば811万円ぐらいの税収という、アップ
ということになるわけですね。実際には国保の会計を見ましても、単
年度でもいわゆる黒字だったのです。もちろん支払基金準備金も潤沢に
あったと思います。去年からは県のほうが行っていますので、そういつ
たところで811万円の増収であっても、ここもやっぱり実際に国保に加入
している方々の国保税を上げないという観点から、今回これを上げない
方向というのは考えられなかったのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長） この賦課限度額につきましては、
一定の高額というか、所得のある方の限度額が上がっていくことになり
ますが、仮にこれを据え置くということになりますと他の保険税率、も
しくは所得階層に及ぼす影響というのが当然税率改正のときに出てくる
と思います。そういったことも考えまして、今回については93万円の賦
課限度額という形でご提案をさせていただいているところです。

以上です。

(川崎) ある意味、高額所得の方が対象であるということで、今世帯数も示されたわけですが、そうしますと鴻巣市の所得階層で一番多いところはどうかということが少し疑問に思うわけなのですが、それについては今出ますか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 国民健康保険において所得階層ということになりますと、こちら所得から33万円を引いた賦課の基準になるものなのですが、こちらの世帯数というのが、一番多いのが実はゼロ世帯です。33万円以下の世帯ということになります。構成的には36.4%というのが所得33万円以下ということになります。ただし、この33万円以下の世帯については、国保税の7割軽減ということの適用になりますので、一定の低所得者に対する配慮がされているというふうに認識しております。

以上です。

(川崎) ほかのは出ますか。ほかの所得階層というのは。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 区切りが10万円区切りとかいろいろあるのですが、一番多いという部分では100万円から200万円というのが19.8%です。あくまでも世帯の構成になります。200万円から300万円というのが8.1%、300万から400万というのは3%というような形になります。100万円以下につきましては、申しわけありませんが、それぞれの区分になってしまいますので、ちょっと細かくなってしまいますが、一応そういうようなことになっております。

以上です。

(川崎) それでは、確認ということになりますけれども、今回の変更ということはある意味高額所得の方たちに対しての変更が行われるということであり、今おっしゃっていただきました他の所得階層については影響を及ぼすものではないということによろしいのでしょうか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 賦課限度額の適用を受けるのは、今回医療分です、781万5,715円以上の所得のある方、この方については影響があるということで、低所得者、それ以下の所得の方については影響はございません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 今回の国保税の限度額の引き上げなのですけれども、賦課限度額を4万円上げて、93万円まで改定するというものです。先ほど質問の中でも、過去5年間で今回4回目の引き上げということになるのですけれども、国保税がやはり払えない、高いという声は市民の本当に根強い要求なのです。ですので、これ以上の引き上げをしないで済むように、もちろん国に求めることも必要なのですけれども、繰越金や積み上げられた基金を計画的に使って、保険税の負担軽減に努めていただきたいという気持ちを込めて反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第11号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時15分)



(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）それでは、7ページなのですけれども、繰越明許ということで中学校給食センター整備事業についてです。ここにつきましては、全体計画についても設計等を行ったということでお話がありましたけれども、その状況について今どのような状況になっているのか、概要について聞かせていただきたいと思っております。

（中学校給食センター所長）設計の進捗状況ということでしょうか。現在基本設計が終わりまして、実施設計を行っているところ、状況としてはそういう状況になっております。

（川崎）それ以上の説明はないのですか。

（中学校給食センター所長）設計自体がおくれた理由としては、愛里巢に隣接しているものですから、愛里巢を生かした施設とする、駐車場については生かした駐車場としたいというようなこともありますし、花まつりの際も使えるようなものにしたいということで、跡地利用を検討したので時間がかかったというところが、状況があります。

（川崎）それでは、15ページをお願いいたします。保育課のほうで多子世帯保育料軽減事業費補助金ということでご説明がありました。3人以上で第3子以降ゼロ、1、2歳以上を無料にするということに対しての補助金なわけですけれども、これは人数が増加したということでございましたので、現在どのぐらいの人数がいるのかということでお聞きをいたします。

（保育課長）多子世帯保育料軽減負担の分の対象者といたしましては、認定こども園に行っているお子さんが9人、地域型保育施設に行っているお子さんが11人、それから公立保育所に行っているお子さんが50人、私立の私立保育所に行っているお子さんが37人となっております。

以上です。

(川崎) それでは、その次の保育利用支援事業補助金についてなのですが、入所の予約制ということで相談をされている方たちの配置ということでの説明でしたけれども、いわゆる保育コンシェルジュということの考えでいいのかどうか、それとまた違う形の相談なのか、その辺について伺いたいと思います。

(保育課長) 保育コンシェルジュのほうもそれぞれ相談を受けてはいるのですが、各保育所、入所する児童の保育所のほうの所長なり、フリーの保育士なりが相談に応じております。以上です。

(川崎) これは、保育コンシェルジュの配置とは全く別な補助金というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(保育課長) はい、そうです。この補助金自体は、入所予約制を導入しているところに対しての補助金となりますので、そちらに保育コンシェルジュも対応しているということになっております。以上です。

(川崎) それでは、21ページなのですが、国保年金課で、これは両方お聞きしてもいいのでしょうか。後期高齢者の健康診査の事業、また後期高齢者人間ドック助成事業、いずれも受診者が増加したということでございました。どのくらい受診者が増加したのかということでお聞きをしたいと思います。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 当初予算では、受診者6,150人ということで予算措置をしておりましたけれども、12月末の請求及び今後の見込みということで勘案しますと、約80人ほど不足するということに見込みまして、その分の増額ということで補正をさせていただいております。以上です。

(川崎) これは、後期高齢者人間ドック助成事業も同じ人数というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 失礼しました。人間ドックにつき

ましては、当初予算では230件ほど見込んでいたのですけれども、その後の国保から後期に流れて人間ドックに対する関心も高いことから、30年度見込み285件ということで55件ほど増加するという見込みのもとに補正のほうをさせていただいたところです。

以上です。

(川崎) それでは、21ページから23ページにかかっているところになります。放課後児童クラブの事務事業ということで、南放課後児童クラブの管理運営事業についてお伺いをいたします。

民間児童クラブが平成30年6月の予定だったのが、代替地ということで新しく平成31年5月に開設というふうにお伺いをいたしました。それまで南放課後児童クラブと、また南第2放課後児童クラブが事業を行うということかと思えますけれども、現在それぞれ何名今いるのかについてお伺いをいたします。

(保育課長) 現在の人数ということでよろしかったでしょうか。今南放課後児童クラブのほうは、済みません、2月1日現在になってしまうのですけれども、50名、それから南第2放課後児童クラブのほうは34名となっております。

以上です。

(川崎) 民間児童クラブが平成31年5月に開設されるわけなのですけれども、その人数というのはどのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。

(保育課長) 新しくできる民設民営の放課後児童クラブにつきましては、定員60名ということで今予定をしております。実際に児童数なのですけれども、調査した結果、62名今入る予定となっております。

以上です。

(川崎) では、最後なのですけれども、同じページになります。こども未来課の母子家庭等対策総合支援事業ということで、申請者が増加しているということでございましたけれども、何名から何名、何名の見込みだったのがどのぐらい増加したのかということで最後聞きたいと思えます。

(福祉こども部参事兼こども未来課長) 当初見込みが8名を予定しておりました。今現在11人の方が対象となっているところで、3名ほど増加をしております。

以上です。

(金澤) それでは、議案第22号の平成30年度一般会計補正予算について何点か質問させていただきます。

まず、今川崎委員からもお話が、7ページの教育費、中学校費の学校給食センター整備事業でございます。これは、今理由はわかりました。2,347万8,000円が繰り越しになりますよと。最後のページの33ページか、には中学校給食センター整備事業の、入札によって減額して1,900万マイナスになりましたよという形になるのですが、それともう一つ、この委員会では直接関係ないのですけれども、市債が出ているのです、金額が。その辺の整合性というのがちょっとよくわからないのだけれども、わかる。説明できますか。いわゆる市債の金額が多いのだ。難しいかね。要は繰越明許約2,350万は前年度繰り越しますよということだよ。それはいいよね。それで、33ページの実際金額は入札で減額になって、1,900万減額になりましたよと、4億1,284万になりましたよと。ここの項目ではないのだけれども、市債のほうで教育費で整備事業債が3,750万減額になっているところなのだけれども、実際設備費用自体は従来の見込みよりは金額が減っている、減るようになるのですか。ところが、事業がおくれているから繰り越しになるというような解釈でいいのですか。総事業費とはどうなっているか。

(中学校給食センター所長) 今回の繰り越しは、これについては設計がおくれたということで繰り越しをさせていただくのですが、事業費……本来でしたら当初予算に工事費のほうを計上したかったところなのですが、その工事費が変更になるとかということではないのです。

(金澤) そうすると、当初給食センターをやったときに基本設計、実施設計。基本設計のときにその後いろんな施設を見直ししたほうがいいのかというものが出てきて、設計自体がおくれているというさっきご説明だったのだけれども、やっぱりこれは地域の人たちのご意見とか駐車場

の問題とか、いろいろそういうものがあっておくれたのですか。

（中学校給食センター所長）先ほど申し上げましたが、基本的にはセンターのレイアウトをどうしたらいいかということを検討したことと、あと現センターがあります跡地利用をどうしようかということで、それに時間がかかったというところではあります。

（金澤）そうすると、跡地利用のところでは今愛里巢の前に駐車場がありますよね。給食センターの駐車場というのは、前回の議会の答弁では愛里巢の駐車場を利用するというようなお話もあったような、私は聞いているのだけれども、それと今ある既存の給食センター、これは当然取り壊すのだからけれども、その後はまたそこも駐車場になるような答弁があったけれども、そういう感じでいいのですか。

（中学校給食センター所長）新しいセンターは、第2体育館のところ建てます。そうすると、今のセンターを取り壊しをしますので、今のセンターのところを一旦更地にして、あそこを大きな駐車場というかにするという状況です。愛里巢とかイベントのときに使いやすいような、いいものにするというところではあります。

（金澤）それともう一つ、今回の給食センターができる設置場所というのは将来的に上尾道路ができると向こう側になるのです。中学校自体は、全部配送するのでしょうか、輸送的には逆にメリットがふえたのかどうか。ふえる見込みなのかどうか。

（中学校給食センター所長）上尾道路、予定では今センターの通りの50メートルぐらい線路寄りのほうに通ることになります。そうしますと、上尾道路ができれば配送がよりスムーズになると思っています。

（金澤）次に、21ページの国保年金課の後期高齢者と人間ドックの件なのです。今前任者が質問して数字的にはわかったのですが、受診件数事業とか人間ドック、この辺が受診者がふえたという形でご説明があったのですけれども、これは今後の見通しというのはどういうふうにお考えになっているのか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）後期高齢者に加入される方自体が年間約800人以上ふえております。当然受診率が同じでも、受診される人

数はふえていくという部分と、現在後期高齢者の受診率につきましては28年度が41%、29年度の決算時点なのですけれども、それぞれ41.7%ということで、受診率自体も上昇しているという中では後期高齢者の健診については当然ふえていくというふうに見込んでおります。また、人間ドックにつきましても昨年度はご利用されて助成対象とさせていただいたのが225人です。28年については195人ということで、これもやはり年々増加しているという状況です。どうしても制度上、国民健康保険から団塊の世代も踏まえて、健診に関心のある世代がふえていくと人間ドックの助成についてもふえていく傾向があるというふうに見込んでおります。

以上です。

(金澤) そうしますと、今後この予算というのはある程度増額で見込まざるを得ないという形で解釈しておいていいのですか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 量的には被保険者の増加と受診率の増加という2つを考慮しても、年々増加していくというふうに考えております。

以上です。

(金澤) 次に、23ページの南放課後児童クラブと第2児童クラブの件でちょっとお聞きしたいのですけれども、南第2児童クラブが場所が決まらないのでおくらせていますよというお話なのでしょうけれども、そもそも南放課後児童クラブが既存の分があって、そこに第2放課後児童クラブが設立したいという……これ民設民営でしょう、第2は。だから……

(何事か声あり)

(金澤) 第2もあるのか。それを……

(何事か声あり)

(金澤) さらにふやすということね。わかりました。今前任のお話ですと、第2のほうは新設が62名という形なのだけれども、今南放課後のほうが50名で、前は、こちらは、第2のほうは34名だよと。すると人数的にはオーバーしてしまうような形になる計算になってしまうのだけれども、この辺は第2ができた後は南のほうで対応するという形で考えてい

いのですか。

（保育課長）31年の5月に民設民営の放課後児童クラブが、定員60名のクラブができます。今現在南の放課後児童クラブと南の第2放課後児童クラブ、2カ所公設公営があるのですけれども、そちらのほう为民設民営ができたことによりまして一体化という形になりまして、今現在南第2放課後児童クラブがある場所に移る形なのです。人数といたしましては、民設民営のところは60名の定員、南の第2の放課後児童クラブ、今現在南第2放課後児童クラブで運営しているところの定員が、学校内も合わせまして70名の定員を確保しております。全部で130名のお子さんを受け入れられるような体制が整えられることとなります。

以上です。

（金澤）わかりました。

次に、教育関係で31ページで、小学校施設改修事業、これは原馬室と下忍の屋上防水をやりましたよ、それと学校給食のほうの、33ページでは給食センターの整備の減額、それと同じく33ページには第2体育館施設の解体で、これも入札の事業費でマイナスになったということで、教育委員会の当初の予算というの、この見方というのはいちよっ精度を上げたほうがいいのではないですか。何かというと、入札するとみんな金額が下がっていて、減額、減額しますという補正が入ってきているのだけれども、こういう改修事業云々については当然見積もって大体予算というのはい決めるのでしょうか。だけれども、金額的にある程度の数字を出しておいて、後で予算で減額すればいいやとか、制度的な積算の精度というの、その辺が弱いと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）工事の関係につきましては、まず設計を組ませていただく関係でございます。どのような工事の内容をするのかという部分をまず工事課のほうに原課のほうから伝えまして、工事課のほうで概算の設計のほうが上がってまいります。その設計をもとにこちら、原課のほうで、担当課のほうで設計書のほうをそちらが作成いたしましたして、そちらから入札に臨むという状況となっておりますので、

入札によってそれぞれの設計金額の範囲の中で当然それぞれの業者のほう指名競争入札等で入札を行った中で金額のほう、一番最低額の落とした業者のほう確定という形になりますので、この部分についての設計を工事課のほうとあわせて行っておるという現状でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

(金澤) だから、業者が入札して、適正価格で入札するというのはいいのだけれども、そもそも基本設計云々を行うときに、多分教育機関だといろんなものについては大体幾らとかって出ているのだろうけれども、項目的には、それを抜粋して全部打ち込んでいって、総体で計算して幾らだよという形になると思うのだけれども、ちょっと精度的に甘いのかな、言い方は悪いのですが。業者が努力目標で減額してくれたのだったらいいのだけれども、その辺の問題はどうなるのかなと。というのは、基準的な価格でこうやりましたよ、それを業者さんが工事をとりたくて減額してきたというふうになると、とりたいために金額を下げるといふ形になってくると、実際できたもの云々が基準に適合するのだとか何か、いろいろそういう問題等が発生しないではないかとちょっと心配しているのです。

だから、私なんかは減額というよりもそれなりの基本設計でやったのだったら、その金額で本来それに大体ほとんど金額が合っているような数字が出てくるべきではないかなと思っているのだけれども、だからなると基本設計の積算が甘いのではないのと。業者さんは減額でもできますよと言っているのであれば、同じものが、であれば積算の、基本設計の設計金額自体が甘いのではないか。その辺というのは、教育委員会は今までの過去のあれを見ても、大体施設については減額、減額で来ているのです。と見えているのだけれども、教育委員会自体で、では基本設計はある程度他の部署と設計するのだから、このぐらゐの金額を出しておけばいいやというような見通しでやってしまっているのだか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) それぞれの工事に伴います設計部分につきましては、こういった部材、またはこういった内容、詳細につきましてを単価、単価でそれぞれ見積もりをさせていただき、1個1個

のその部分についての積み重ねが最終的な総トータルの設計額という部分になっております。入札での業者での落札となりますので、設計もしっかりとやっておるつもりではおりますが、相手方の業者のほうの企業努力という部分につきましてもこれらの入札の執行残という部分の金額も出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

（加藤） それでは、支出の分での、歳出のほうで聞きやすいのですけれども、ちょっとそれがどういうふうなところなのか見当たらないので、歳入のほうで1点まずお聞きしたいと思います。

13ページのところの国庫支出金の関係です。保育課のところの子どものための教育、保育給付等負担金が、これは国庫負担ですよ。これが増額されて、一番下の段の県支出金のところが減額と先ほど説明があったわけなのですけれども、これというのは先ほど人事院勧告の中で賃金の引き上げの中でという説明がありました。国と県との負担割合が変わったがために国のほうからこんな増額になってきて、県のほうでは逆に減額するという、そういうことになっているのでしょうか。

（保育課長） 公定価格の見直しがありまして、そういった部分では増額になる予定ではいたのですけれども、当初国が補助率2分の1、県が4分の1ということで当初予算を組ませていただいているのですけれども、実際のところ年齢によって負担割合がちょっと変わってきてまして、3歳以上については国2分の1、県4分の1と変わらないのですけれども、3歳未満のお子さんに対しては国が100分の52.875ということで、52%ぐらいを見てくださるということになっているのです。県のほうが逆に4分の1引く0.0575%ということで、本来であれば25%見ていただけるものが23%ということの割合となっていますので、そういった意味で県のほうが減額になってしまうということになりました。

以上です。

（加藤） これは、保育料の関係でなくて、保育士さんたちのそういうお給料の引き上げ的なものというふうな、先ほど説明だったかと思うのです。なので……それが全てではないかもしれないのですが、そういう説

明もあった中でのと思って、それで今、年齢によって国と県の補助が違うというふうなのがわかったのですけれども、全体の中でそういう細かいところの金額での国の補助と県の減額というのが今の説明だとちょっとわからないというか、なのですけれども。

（保育課長）国と県合わせまして、入ってくる金額というのは変わらないのです。合わせると変わらないのですけれども、国と県の補助率が違っているというところ、変わったということになるかと思います。

（加藤）では、その件についてはいいです。

では、21ページの後期高齢者の人間ドック関係なのですけれども、先ほどだんだん団塊の世代の人たちが後期高齢のほうに入っていくのも本当にあと何年もなく変わっていくわけなのですけれども、だんだんと後期高齢者の人間ドックの受診者もふえてくるであろうというふうなことで、もちろんそれは増額になるかと思うのですが、国保関係のほうではその人たちが後期高齢者のほうで人間ドックを受けるようになると、国保の加入者、被保険者のほうでの人間ドックを受ける方が逆に人数が減っていくという形になるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はやはり片方はふえる、片方は減っていくというふうな認識でよろしいのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）制度的にどうしても後期高齢は多くの国保から移行される方が多いという意味では、被保険者の中ではそういう形になります。現在国民健康保険の被保険者というのも社会保険の適用拡大だとか、そういった部分の影響も受けて、また少子化の影響という部分もあって、被保険者は減っていくというような状況が続いています。ただし、国保においても特定健診なり人間ドック、こういったものの受診率、もしくは利用者の数というのは増加している傾向にありますので、極端に国保のいわゆる人間ドックの枠だとか特定健診の枠がそのまま全体が後期に移るというふうには、現在のところ我々としてはそういう予想ではないということになります。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

23ページなのですが、放課後児童クラブ、南放課後児童クラブの関係なのですけれども、先ほど前任者の質問の中でわかったのですけれども、南第2放課後児童クラブはこのまま継続というか存続ですよ。上の南放課後児童クラブのほうが全く今度は民設民営になるという認識でいいわけですね。今現在が50名で南放課後児童クラブはやっていて、新しく考えているのは62名の人数を……希望されているのが予定というふうな、62名ということで、その62名に合った……今後放課後児童クラブを利用する児童がふえるかどうかということはまた来年にならないとわからないと思うのですが、どのぐらいの規模の民間児童クラブをつくらうとされているのか、あとまたどういったところの方が民設民営でやろうとされているのか、わかりましたら教えていただきたいのですけれども。

（保育課長）今度の民設民営の放課後児童クラブのということによろしいでしょうか。こちらは、定員としては先ほどお話ししたように、60名定員ということで予定をしております。運営される方は、特定非営利活動法人グリーンパプロジェクトというところが運営をしていただくことになっております。

以上です。

（加藤）60名定員というふうなことでのことをつくるというふうな今お話でしたね。予定されているのが62名とさっきおっしゃっていませんでしたか。そうしますと、希望されている人数にもう既に達してしまうというふうな施設内容になるかなと思うのですが、今児童数が少なくなっているにもかかわらず、保育所もそうなのでしょうけれども、児童クラブに預けたい、仕事をする中で預けなければならないという、児童数が逆にふえてきているというのが現状だと思うのですが、その辺は60定員というふうなことでの今後の建設予定で了とされているのかお聞きします。

（保育課長）放課後児童クラブのほうの運営に当たっては、お子さん1人当たりに対しておおむね1.65平米ということになっております。実際に今度建設される予定の児童クラブなのですけれども、面積的には70名ほどのお子さんを受け入れできるような面積とはなっております。そう

いったことで、希望は62名ありましたので、受け入れをしていただくということで予定しております。

以上です。

(加藤) 南第2放課後児童クラブが34名ということですが、例えば今新しくつくろうとされている児童クラブで、もしそこがいっぱいになってしまったときには南第2のほうの今の施設というか、その中で受け入れられるような体制にはなっているのですか。今70名までは受け入れられるというふうなお話なのですけれども、34名って……これ2つに分かれているくらいだから、相当児童数ももちろんいらっしゃるわけですけれども、その辺はいかがなのですか。

(保育課長) 今の南第2の放課後児童クラブのほうは、先ほどもお話ししたとおり、定員70名まで受け入れができるような体制を整えておりますので、希望された方は皆さん入れるような予定となっております。

以上です。

(加藤) あくまでもどちらを選ぶかというのは保護者が選べるというふうなことですよね。どちらに入れようとしても。

(保育課長) はい、保護者に選んでいただいております。

以上です。

(加藤) 次のページ、25ページなのですけれども、19節の保育士宿舎借り上げ支援金の関係です。これ当初予算として何名だったかというのは、私も当初予算を見てこなかったのでもわからないのですけれども、244万ですか、の補正を組むということなのですが、何人ぐらいの方が実際にこの宿舎を利用されてやっていたらっしゃるのかを伺います。

(保育課長) 当初4園に対して6人分の予算を計上しておりました。実際には4園にはなるのですけれども、今回10人分、10人の保育士の方の借り上げという部分になります。

以上です。

(加藤) そういう方たちというのは、鴻巣市外の方がそういうところもちろん来られて宿舎に入っているというふうな状況になるわけですよ。そうではないのですか。

（保育課長）まず、施設が借り上げた宿舎に保育士さんが入るという形になっておりますので、現状は市外の宿舎もございます。

以上です。

（加藤）市外にも宿舎があつて、そこに入っている、宿舎に入っている方もいらっしゃるということなのですね。

それと、その下の保育所事故防止推進事業ですけれども、何か眠っていたりとか何かのときの事故に対してとかいった備品購入のためというふうな説明があつたかと思うのですが、どういった備品の内容なのか。今現在は、この備品というのはあるのかなのか。そして、各保育所に全部その備品を設置しようとする、この補助金額でできるのかどうかをお聞きします。

（保育課長）今回事故防止の備品を購入された園なのですけれども、8園の民間の事業者さんのほうで備品を購入しております。備品の内容といたしましては、8園とも午睡チェックセンサーというものです。乳幼児の体の動きの回数の低下だとか、うつ伏せになったことを感知した場合にアラーム音とランプで知らせてくれるという器械となっております。

以上です。

（加藤）8園ということは、今鴻巣市内には公営は何園あるのですたっけ。公設の保育所のみですよ。私立のほうは、内容は考えていられるということではないですよ。まずは公設の保育所ということのその8園ということによろしいのですか。

（保育課長）こちらの補助金なのですけれども、民間事業所に対するものになります。

以上です。

（加藤）これは、希望ということなのでしょうか、それともこちらから、市のほうからぜひこういうことでやってほしいというふうな依頼なのでしょうか。

（保育課長）それぞれ事業所からの希望ということになっております。以上です。

(加藤) 次のページ、27ページです。25節の積立金の関係なのですが、地域医療体制の積立金ということで先ほど説明がありました。寄附があったためということなのですけれども、これは地域医療に対しての目的寄附ということでの寄附行為があったのか何かを確認させてください。

(健康づくり課長) 現在市には幾つかの積立基金がございますが、地域医療提供体制整備基金へということで指定があって積み立てをさせていただいた分と、それとあわせてほかにも積み立てをされておりますけれども、最終的に財政のほうで案分をさせていただいて、この71万3,000円というのを地域医療体制整備基金として積み立てをさせていただくことになっております。

(加藤) 最後の1点です。33ページの吹上北側生涯学習施設の関係なのですけれども、ここに減額あるわけなのですけれども、前回12月ですか、あそこの地盤の関係で補正を組みましたよね。そういうところも含めた中で、総事業費としては減額をする中で総事業費がどのようになっているのかを聞きたいと思います。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) こちらの工事の内容につきまして、工事監理委託料、設計の意図伝達委託料、あと工事請負費ということでその中に建築、電気、機械、3種類の工事請負がございますけれども、それにあわせまして31年度、外構工事のほうを予定がございます。これらを加味いたしまして、30、31年度の今申し上げました部分につきましては約7億2,000万の金額となります。これにあわせて、31年度にそれぞれ備品の購入費、そういった部分が今後加味されるものとなります。以上でございます。

(諏訪) そうしましたら、23ページの南放課後児童クラブの管理運営事業でございます。大分よくわかるようになりましたけれども、1点だけ伺います。

今公設公営で行っているこの放課後児童クラブですが、5月以降は民設民営ということになるのですが、職員の体制、現在公設公営、要するに直でお願いをしている職員の方々が今度民設民営にはどのように反映されるのかを伺います。

（保育課長）今南放課後児童クラブにいる支援員なのですけれども、民設民営の児童クラブが開設しましたらそちらに異動される方がほとんどになります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、一旦退職をして転籍というような形になるわけでしょうか。その処遇条件や何かは、市のほうでは聞いていらっしゃいますか。

（保育課長）いずれにしても、退職していただいて、改めて民設のほうで採用という形になるかと思うのですけれども、処遇については済みません、ちょっと把握しておりません。

（諏訪）保育という観点からしますと、子どもたちが持ち上がっていくわけですから、やっぱりなれた先生にそのままやっていただきたいという保護者の方もいらっしゃるかと思うのです。その処遇がやはり非常に大事だと思います。今まで公設公営でやっていて、今後民設民営に転籍をした場合に処遇が下がるというようなことがあっては、私はいけないと思っているのです。その辺をやはりきちんと処遇も含めて市は追って、聞き取る必要があるのではないかと思うのですが、今後そういった必要性といいますか、予定があるかどうか。

（保育課長）異動するに当たりまして、市のほうでどのくらいの金額が出ていたかとか、そういったことに関してはお伝えはしております。ですので、そちらの金額を上回るもので採用になるのかと思いますので、そちらについてちょっと把握はしていきたいと思いますので。

（諏訪）最初、昨年4月から運営予定だったものが、地域の方々の反対があって設置ができなかったというふうに聞いておりますけれども、新しいところの場所はどこになるのでしょうか。もう既に工事が当然始まっているかと思うのですが、場所を教えてください。

（保育課長）当初30年の6月に開室予定であったのです。それがちょっと延期にはなっているのですけれども、場所といたしましては鴻巣市本町8丁目1-19というところになります。現在工事を進めておりまして、4月中には完成する予定となっております。5月1日から開室という

ことでお聞きしております。

以上です。

（諏訪）25ページの下の段の福祉課の生活保護総務費の庶務事業です。生活保護のシステムの改修委託料が今回118万8,000円で計上されましたけれども、内容はどのようになるのでしょうか。この改修の内容。

（福祉課長）内訳につきましては、まず厚生労働省に提出します報告、年次調査とか月次の調査があるのですけれども、それに追加項目ということで、まずは介護医療院の創設ということに伴う対応ということで、その調査項目の中に介護医療院というところが入ります。もう一つは、住宅扶助の代理納付の有無ということで、その項目が追加されます。もう一つは、生活保護法の63条の返還金等が生活扶助費の中から徴収ができるということがありますので、それをシステムで管理をするという項目というか、システムで管理します。その3つになります。

以上です。

（諏訪）新たに介護医療院が項目として載ってくるということなのですが、鴻巣市において介護医療院ですか、鴻巣市でなくても構わないのですが、近隣でまだこの介護医療院という、実際に機能するところはないように思いますけれども、いかがなのでしょうか。

（福祉課長）今把握しているところでは、県内に3施設あると聞いております。ただ、鴻巣市の生活保護の受給者で入所している方は1名ということになっております。

以上です。

（諏訪）ただいまのところ、2点目の住宅扶助費が代理で納付ができる制度ということなのですが、私も時々ご相談に応じているときに、やはりひとり暮らしで、例えば新たに家賃扶助に対応できるような場所を探すとなると結構大変なのです。保証人がいなくてはいけないだとか、結構住居を新たに契約するのが大変なのですが、これはそうしますと住宅扶助費を直接不動産会社さんに市のほうが支払うという、そういった制度になるということでしょうか。

（福祉課長）代理納付、住宅扶助なのですけれども、やはり生活の基盤

は家、住むところですから、そこはやはり確保しなくてはいけないということで、代理納付というのが出てきたと思うのですけれども……質問がよくわからず済みません。

(何事か声あり)

(福祉課長) 本人の同意書もいただきまして、直接市から不動産屋さん、大家さんのほうに振り込みます。

以上です。

(諏訪) 同じページの上の段の民間保育園等の補助事業でございます。前任者がいろいろ聞いてくださったのでよくわかるのですけれども、保育所等の業務の効率化推進事業補助金、ICT化で事務作業をより簡明にしていくという事業の補助金だというふうに伺いました。今回3園が追加で使われるということなのですが、ほぼ導入は進んでいるのでしょうか。ほかの園でも。

(保育課長) 今年度3園が導入をすることになっているのですけれども、以前28年度に導入した園がありまして、そちらが、7園が導入を進めております。

以上です。

(諏訪) 先ほど事故防止の補助金のところで、民間の保育園というふうに伺っていますが、ただいまの保育所の業務の効率化も民間だけなのでしょうか。公立のほうはどうなのでしょうか。

(保育課長) 補助といたしましては民間保育園、民間事業所ということになっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時52分)



(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時09分)



(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 簡単なところからというか、153ページ、最初です。中ほどの民生児童委員の関係なのですが、いつも補助金というか、交付金を出して、いろいろな活動をしていただいているのはわかるのですが、交付金を出される中で、民生委員さんに聞くと個人への活動費というものはないのだよとか、何だよとかと、余りきちんとした正確なところも私ち

よっと把握していないのです。いろんな研修に行くとか、そういうところにその分を使っているとかというふうな話もあるわけなのですが、実際活動費というのが1人当たり月とか年とかという形で支給されているのが実態なのか、ちょっと確認させてください。

(福祉課長) こちらの活動費については、地区のほうに渡すという形になっているのですが、会長については月1万円、委員さんについては9,000円の活動費ということで地区のほうに、会長さんのほうに渡して、それを活動費という形で行っていると思います。

以上です。

(加藤) 会長さんが1万円で、普通の委員さんには月9,000円というふうなことでお渡しはしている。実際にそれをどういう……毎月毎月定例会ってありますよね。そのときに、ではお渡ししているのか、全員で会議でなくて、各地区ごとにやっつけらっしゃると思うのですが、その辺の活動費の支給の仕方というか、そういうのというのはみんな決まってやっつけらっしゃるのですか。そのところ、ところによって違うのか。その辺をお聞かせください。

(福祉課長) 地区が10地区ありますけれども、そちらの地区ごとに使い方というのは違うと思います。

以上です。

(加藤) 活動費は市としては、行政としては先ほどの金額なのですがけれども、どこも一律活動費、額はそれは決められて、それをどういうふうなことで月のうちにいつそれを支給しているというのはそれぞれが違うとしても、額は全て民生委員さんに渡っているというふうな判断でよろしいのですか。

(福祉課長) 今委員さんのおっしゃったとおりに、一律でお渡ししております。

以上です。

(加藤) わかりました。

157ページなのですが、一番下のところの特別障害者、障害児福祉手当ということで支給していると先ほど説明がありました。何かちょっと私、

今さらなのですけれども、特別障がい者という対象の方というのは、特別障がい者という方はどういった方なのか、ちょっと教えてください。

(福祉こども部副部長) 対象ということでよろしいかと思うのですが、特別障害者手当、20歳以上で著しく重度な障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方ということになっております。者は以上で、次が障害児福祉手当でよろしいでしょうか。障害児福祉手当は、20歳未満で重度な障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方ということになっております。具体的には身障者手帳1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳①の方ということで、あとは1と2と同程度の状態ということになっております。

(加藤) 今1級とかとありますよね、その中で特別。普通に1級の障がいですよと言われてというか、障がいですよというふうなことが証明されて、ちゃんと手帳をもらっていても、それ以外にただ普通の1級者ではなくて何かしてあげなければならないと、そういう方に対して特別ということになるわけですか。

(福祉こども部副部長) 先ほども申しあげましたように、常時特別の介護を要する状態にある方ということになっておりまして、手当の要件の中にいろいろあるのですけれども、2つ以上例えば該当するとか、そういった重度の方になると。

(加藤) 次、163ページに行きます。上のほうのところの日中一時支援助成事業なのですけれども、扶助費として日中一時支援助成事業支援費って、日中一時支援というのはどういうことなのか教えてください。

(福祉こども部副部長) 障がい者等の日中における活動の場を確保して、日常的に介護する家族の一時的な休息を目的としている事業でございます。

以上です。

(加藤) 私もちょうと勘違いして、何なのかなと思ったので聞いたのですけれども、そういう意味ではないのかと思っていました。わかりました。

そのページの下の方、ちょうど中間なのですけれども、訪問入浴で先

ほど説明がありました。来年度から48回から53回に変わるというか、多く利用ができるという内容になるということですよね。大体何人ぐらいの方が利用されているのかをお聞かせください。

(福祉こども部副部長) 今訪問入浴サービスで受けている、平成31年の1月現在になりますが、利用者登録は20人になります。ただ、それまでの利用回数の延べでいいますと613回ご利用いただいております。53回になることによって、大体週に1回は利用できるようになるという計算でおります。

以上です。

(加藤) 先ほどの説明ですと、個人負担もあるというふうなことですよね。どのぐらいの1回につき負担があるのでしょうか。

(福祉こども部副部長) これが課税世帯ということで考えて、ご本人が課税になりますと1割ということになります。18歳未満のお子さんにつきましては5%ということで、その半分ということでご負担をいただきたいと思っております。

以上です。

(加藤) 165ページに行きます。手話活動支援事業の中で、去年手話言語条例などが制定された中でというふうなことで、啓発の冊子を作成するというふうなお話がありましたけれども、この冊子の内容はどんなふうな……今月からでしたっけ、手話のこんなのが「かがやき」にも載っていましたがけれども、それで冊子をつくって、それをどういうふうに活用するのか。例えば全戸配布するのだとか、あと各公共施設に置いておくとか、職員さんがみんな、いただいて、それを本当に職員さんが活用するとか、どういった内容的なものか、という啓発をしていくのかをお聞かせください。

(福祉こども部副部長) 手話活動支援事業になりますが、普及啓発冊子の内容につきましては、当然ですが鴻巣市の手話言語条例、そして推進方針をこれから策定していくのですけれども、その推進方針の内容、それをまず掲載させていただきまして、そのほか聴覚障がい者の特性を知ってもらうためのページ、そして手話の説明、よく使う手話の紹介など

で構成したいと思っております。その活用ということなのですが、当然公共施設の窓口には置かせていただくような形になります。あとは推進方針の中でどんなことをこれから活動していくかということを決めていくことになると思いますが、そういった何か集まる機会等がございましたら配布をしたいと思っております。

以上です。

（加藤）ちょっといっぱいあるので、簡単にいきます。167ページの要援護高齢者等支援事業の中の13、委託料のところでは緊急時通報システム、これは今現在何人ぐらいの方が利用されているのか。それで、実際に通報システムを使って、それに関して何かこういうことがあったというのを、もし事例というか、そんな何かがありましたら教えてください。

（長寿いきがい課長）30年の利用になりますけれども、延べの利用人数が1,939名になります。実際の話としては、通報をしたのですけれども、何かあったということはなく、ほとんどが連絡をして安否を確認して終わりだったというふうに聞いております。

以上です。

（加藤）この内容は、昔と違って、前は119番に直接つながるという、そういうシステムでしたよね。今は一旦会社というか、委託しているところにつながって、どうしましたかということで内容を聞いて、それからそこから119番に行くとかという、そういうあれにもなっているかと思うのですが、これは本人自身が使うわけですね。例えば救急車が必要だぐらいが、本当に急病的な何かが発信して、ここに通報が本人からあったという事例はないですか。

（長寿いきがい課長）事例としては、この会社に本人から電話で通報があって、会社のほうからどうしますかという話の中で救急車を呼んでほしいというような本人からの訴えがあって、救急車を呼んだという事例は聞いております。ただ、もう一つのやり方として、本人が押しました、会社からどうしましたといったときに、本人からお答えがない場合には会社が救急車を呼ぶというふうな流れがあるのですけれども、そちらの事例は聞いておりませんということになります。

以上です。

（加藤）まして独居の方なんかは、これがあるとすごく何となく安心できるというふうなことになると思います。ペンダント式的なものとか、直接電話に入力するというか、かけるというふうなことがあるかと思うのですが、本当に急病でおかしくなったときにはそんな自分自身でそれができるって、本当の緊急事態では無理かなというふうに思いますが、ちょっとここまでわからないと思うのですけれども、緊急システムがありながらも全然本人が救急車を呼べないで、誰かが救急車のほうに通報してそういう対応をしたなんていう、そういう事例なんていうのはありますか。

（長寿いきがい課長）ここ数年の話ということで広げてみても、そのような利用の仕方をされた方はいらっしゃらない状態です。一旦は必ず本人と会話ができて、救急車を呼んでほしいというような形で救急車を手配するというのがほとんどの対応になっております。

以上です。

（加藤）では、175ページに行きます。中段の青少年子育てふれあい体験事業なのですが、これ各中学校、たしか2年生でしたかね、対象は。やっているといるのですけれども、ここ講師謝礼として16万ということなのですが、これってどういう形で中学生に触れ合いをするというふうなことをやっていらっしゃるのですか。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）こちらにつきましては、対象が特に学年等は定めておりません。中学1年生のところもありますし、中学2年生のところもございます。そんな中で講師ですかね、そっちにつきましては助産師が講師となりまして、出産ですとかそういったものの講演会といいますか、講話をしております。それから、小さい赤ちゃんがいる親子、これはボランティアになるのですけれども、そちらの方々に協力をいただきまして、中学生と一緒に、10人とか20人とか、そのぐらいのグループに分かれまして、親子との触れ合いをしております。そんな中で子育ての大変なところですか、育てる喜びですか、そういったものを保護者の方にお話をさせていただいたり、あるいは以前はおむ

つがえですとか、そういったこともやったこともあります。

以上です。

（加藤）認識違うと言ったのですけれども、希望であるというふうなことですけれども、例えばこういうことがあるので、希望する子は、と皆さんに呼びかけるわけですよ、子どもたちというか児童に、生徒に。その中で、ではこれは例えば1年生から3年生までがばらばら希望してきた生徒がいるわけですよ。

（福祉子ども部参事兼子ども未来課長）これは希望ということよりも、中学校の先生と打ち合わせをさせていただきまして、クラスですとか学年全体でやらせていただいています。ですので、希望ということではないです。

以上です。

（加藤）学年決まっていけないというので、それでは1年生でもない、何年生でもないというので、希望なのかなと私が勝手に決めたわけなのですが、そういったときに、ではどういったところの事業の中でそういうみんな学年違うのにやるのかなと思って聞こうと思ったのですけれども、学校で決めて、では、ことしはどこの学年でやると学校側で決めるというふうな認識でいいのですか。

（福祉子ども部参事兼子ども未来課長）今、委員さんのおっしゃられたとおり、学校と協議をさせていただきまして、その中で、ではことしは何年生をやりたいかどうか、そういったことで打ち合わせをさせていただいております。

以上です。

（加藤）各中学校でというふうなことで、必ず1校に対して1年に1回はどこかのそういう学年かクラスかを決めて各学校がやっているということによろしいのですね。

（福祉子ども部参事兼子ども未来課長）一応市としましては、各中学校8校ございまして、その8校にお願いしますというところではお願いはしているところなのですが、学校のほうもいろんな行事がございまして、その中で例えばことしはやるけれども、来年はできないだとか、そうい

ったことで今年度、30年度ですかね、については6校の予定になっています。そのうち4校は実施済みということになっておりまして、2校は3月中にやる予定となっております。また、学年なのですけれども、今まで開催した中では4校のうち3校が2年生、それと1校が3年生ということになっています。残りの2校につきましては、2年生と1年生ということになっております。

以上です。

（加藤）185ページに行きます。下から2段目のところの長期休業期間、放課後児童クラブの関係ですけれども、これは新規事業ですよ。長期休暇に対する児童クラブをやるというのは新規事業だと思うのですが、これというのは各学童保育のあるところをお願いをするのか、それとも全く別途、本当に長期間だけの休業のときにどこかでまとめてやろうとされるのか、まずお聞きしたいと思います。

（保育課長）この長期休業期間の受け入れにつきましては、鴻巣地域、吹上地域、川里地域、それぞれの地域で別の場所を借りてやる予定であります。とりあえず鴻巣地域におきましては、現在鴻巣放課後児童クラブが入っている中央公民館、そちらのほう为学校の中に移転をする予定になっておりますので、そちらのほうを予定しております。また、川里地域につきましては屈巢、広田、共和の放課後児童クラブそれぞれが広さというか、お部屋が結構あるものですから、そちらのほうのどこかの一室を借りて運営する予定です。吹上地域につきましては、今ちょっとまだ検討中でございます。ただ、別の場所を借りて運営する予定です。以上です。

（加藤）やっていただくことは、本当にどうしてもふだんはいいけれども、そういう長期休みのときには預けたいという保護者の方がいらっしゃるんで、やること自体は非常にいいと思っています。ただ、今お聞きしますと、鴻巣と川里はこんなふうに行こうとしているところの場所がある程度見えていますよね。吹上に関してはまだ決まっていないということなのですが、ただ私の心配をすることが異常というか、心配し過ぎるのかなと思うのですが、各学校によって夏休みの長期の間にいろんな

というか、子どもたちが役割がある内容があるのです。例えばあれは何年生ぐらいか、学校によっても違うのでしょけれども、飼育係だとか何かといった、そういうのが当番制で学校に行くことがあるわけです。そうすると、例えば吹上小学校の子どもたちがどこか別のところに学童、児童クラブに行くようになった、夏休み期間に。飼育係だから、ではきょうは学校に行かなければならないとか、そういう送迎的なものとか、そういうことまで内容的なことを1カ所とかなんかにやろうと思っていられるのか、ちょっとお聞かせください。

（保育課長）ちょっと学校での行事については、済みません、把握していませんけれども、現在も長期のお休みに預けたいという方で、そのクラブがいっぱいな場合には別の児童クラブでお受けしている状況もございますので、そちらのほうで集約するという形を考えております。以上です。

（加藤）それは、各児童クラブのほうに子どもの予定に合わせて、今までのそういうところもそういうふうなことでやられているというふうな認識なのですか。そんなに今まではどうしても長期の休みに預けたいということで、ここの児童クラブはやって受け入れませんというので、ほかに行っていたというのが実際あるわけです。だから、受け入れたところの児童クラブで、もしそういうことがあれば対応していたということになるのですか、そういういろんな内容がそこにあったときに。これから3カ所につくるというふうなことになると、やっぱりいろんなそういう問題も出てくるのかなと思うのですが、その辺は全然把握されていないのですか。それでやるのであれば、どうするこうするということはわからないでしょうから。

（保育課長）今現在も例えばプールがあつたりとかということもあろうかと思うのですけれども、そちらについては保護者のほうで対応してもらっているような形をとっております。以上です。

（加藤）231ページです。中段のちょっと下の障がい福祉課のところの障がい者の歯科診療の委託事業ですけれども、これは何年か前からかやっ

ていただいている、障がい者の方も大変助かっているというふうには思っています。その上に立ってなのですけれども、2,000万の委託費になるわけですが。毎日ではないですよ、障がい者の方を受け入れるという、毎日でなくて、定期的にといいか、決まった日にちでいいか、曜日でもいいか、やっているといると思うのですけれども、そのほかでは普通に営業をされているのだと思うのですが、それで委託事業費は障がい者の方が診察を受けに来る人数が何人とかとおおよそのことでこういう委託費が計上されるのだと思うのですけれども、結果的に人数がどうであろうとも委託費としてこれは予算計上した中で委託費でこれだけお願いしますよということで、決算時にも全く同じ数字が出てくるようになっているのでしたっけ。

（健康づくり課長）まず、障がい者歯科診療の診療日なのですけれども、月曜日と火曜日と水曜日、月曜日が9時から12時、火曜日が1時から5時、水曜日と同じく1時から5時となっております。事前に予約をしていただいて診療を受けていただいているのですけれども、診療の人数に関係なくこの委託料は決まっております。よろしいでしょうか。

（加藤）239ページに行きます。スポーツ課のところで、健康器具の促進事業の中で、教室を来年度は多く実施していくという、今までもやっているかと思うのですが、器具を公園などにつくって、いろんな健康づくりのためにやっているということはあるのですけれども、さらに強化をしてというふうなことだと思えるのですけれども、今現在健康器具的なこういうものを備えて、そういう事業をやっているのは何カ所で、大体何人ぐらいそこに参加人数があるのか、わかりましたらお答えください。

（スポーツ健康課長）健康器具を使ってやる運動ですけれども、木製の健康器具と鉄製の器具で分かれておりまして、市内8カ所現在行っております。人数のほうですけれども、木製を使ったものが、延べ人数になりますけれども、おおよそ900から1,000になっております。30年度の見込みがそのくらいになっております。それで、鉄製のほうが、もう一つのほうが、延べ人数ですけれども、すこやか運動教室というものがありますので、これがおおよそ250前後の人数が……済みません。ちょっといい

ですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 5 9 分)

(開議 午後 2 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(スポーツ健康課長) 鉄製のほうのを使ったものが大体500前後ということになっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(何事か声あり)

(委員長) では、本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。あすは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 0 0 分)